

令和3年度 第2回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

< 管理者 > 令和3年10月28日に招集予定の議会定例会に提出を予定している案件についてご審議をいただきたい。また、消防庁舎整備事業の進捗状況、可燃物処理施設の関係等についても事務局より報告をさせていただく。

【3】議事

[1] 議会定例会（令和3年10月28日招集予定）提出議案

1 令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）

≪議案第8号≫（案）

< 事務局 > 総額で657千円の減額補正を計上したいと考えている。歳入の主な内容は、可燃物処理施設建設事業に伴う国庫交付金342,284千円の増、消防費寄附金30,000千円の増、消防債28,200千円の減、それらに伴う市町負担金の減である。国庫交付金については、当初予算の編成段階の1月時点で国の内示額は本組合要望額の約9割の4,119,000千円であったが、要望額の満額の内示がなされたことにより、補正するものである。消防費寄附金については、東部地区在住の方から高規格救急自動車の購入資金として30,000千円の寄附をいただいたことにより、補正するものである。

歳出の主な内容は、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の増、新型コロナウイルス感染症の影響による消防職員厚生研修費の減等である。

また、債務負担行為補正は、因幡浄苑の包括民間管理委託の受託者選定を今年度中に行うため、設定するものである。期間は令和4年度からの3年間で、限度額は705,712千円である。

< 副管理者 > 債務負担行為補正についてであるが、前回の限度額より約20,000千円の減額となっているが、その要因はどのようなものか。

< 事務局 > し尿処理量の減に伴い、薬品費、光熱水費等を減と見込んだことによるものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

2 令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について

≪議案第9号≫（案）

< 事務局 > 決算規模は、一般会計歳入が10,673,721千円、歳出が10,623,905千円であり、実質収支は49,816千円の黒字である。また、特別会計は、歳入が2,514千円、歳

出が2,450千円、実質収支は64千円の黒字である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

3 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について

《議案第10号》(案)

< 事務局 > 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法律の引用条項等を改めるため、一部改正を行うものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

4 鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について

《議案第11号》(案)

< 事務局 > 可燃物処理費の管理運営に要する経費を定めるため、一部改正を行うものである。本組合の他の施設の管理運営に要する経費の設定等を勘案し、国調人口割20%、実績割80%としたいと考えている。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

5 工事請負契約の締結について 《議案第12号》(案)

< 事務局 > 八頭消防署用瀬出張所改築(建築)工事の契約締結について議決を得ようとするものである。工事概要は鉄筋コンクリート造2階建、契約方法は指名競争入札、契約金額は159,500千円、契約の相手方は八幡コーポレーション株式会社である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

6 工事請負契約の変更について 《議案第13号》(案)

< 事務局 > 令和3年2月10日に議決された八頭消防署智頭出張所新築(建築)工事の工事請負契約の変更について議決を得ようとするものである。主な変更内容は、工事用水の排水処理施設の追加、仮残土置き場の変更、掘削土から多量に発生した玉石の処分に係るもので、それらに伴い6,261,200円の増額を行うものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

[2] その他

1 消防庁舎整備事業の進捗状況について

< 事務局 > 八頭消防署智頭出張所整備事業については、令和3年度中に新庁舎が完成し、運用を開始する予定であり、順調に進捗しているところである。

八頭消防署用瀬出張所整備事業については、令和2年度から事業着手し、昨年度に基本・実施設計、地質調査、事前の地盤変動影響調査が完了しており、議会定例会に建築工事の請負契約の締結について諮り、工事着手予定である。

八頭消防署若桜出張所整備事業については、今年度から事業着手予定としていたが、現在のところ若桜町による用地取得、用地造成には至っていないため、工程変更を予定しているところである。

気高消防署の整備事業については、鳥取市と建設用地について調整を行っているところである。

2 可燃物処理施設余剰電力の売電について

< 事務局 > 売電の入札は、30分ごとの発電量、1年間の総電力量を提示する必要があるが、リンピアいなばは、30分ごとの発電実績がないこと、新型コロナウイルス感染症の影響によりごみ量が大きく減少し、ごみ質も変化していることから、売電量の見込みが不透明な状況である。このような状況を勘案し、本稼働となる令和4年8月から令和5年7月末までの1年間の発電実績を蓄積するため、令和4年度、令和5年度の2年間を試行期間とし、リスク分散を考え、可燃物処理施設建設工事・運営管理会社のグループ会社であるアーバンエナジー株式会社、鳥取県東部地域に本社がある唯一の小売電気事業である株式会社とっとり市民電力の2者とそれぞれ随意契約を行おうとするものである。

< 副管理者 > 試行期間後は入札を行うのか。

< 事務局 > 試行期間中にデータを蓄積した上で、入札に付すことを考えている。

3 可燃物処理施設立地促進基金条例の廃止及び可燃物処理施設基金条例の制定について

< 事務局 > 可燃物処理施設立地促進基金は、可燃物処理施設建設の事業推進のため、平成14年度から平成20年度にかけて7億円の積立てを行うことを目的に条例が制定されたものである。この基金を活用した事業は平成29年度に終了していることから、可燃物処理施設立地促進基金条例を廃止させていただきたいと考えている。

可燃物処理施設基金条例の制定についてであるが、地元との基本協定により、リンピアいなばの稼働期限は30年と定められている。その後、速やかに施設

を撤去する必要があるが、施設の撤去費用は高額であることから、売電収入の1割を可燃物処理施設基金に積立てたいと考えている。また、可燃物処理施設立地促進基金の残額も可燃物処理施設基金に積立てたいと考えている。

今後のスケジュールであるが、令和4年2月の議会定例会で可燃物処理施設立地促進基金条例の廃止、可燃物処理施設基金条例の制定について提案させていただき、施設の供用開始予定日である令和4年8月1日に可燃物処理施設立地促進基金条例を廃止させていただきたいと考えている。

< 管理者 > この会議により結論を諮るものではなく、案の提示ということで良いか。

< 事務局 > そのとおりである。

< 副管理者 > 可燃物処理施設基金の積立てについて、当初は現在の案で良いと考えるが、将来的には運営に要する市町負担金等を勘案した上で、積立て方の検討を行っていただきたい。

< 管理者 > 解体費用についても現状での試算であり、30年後の費用は不透明であることなどから、確定的なことは難しいと考える。引き続き、実務的な検討を行っていただきたい。

< 事務局 > 引き続き、検討していく。

4 可燃物処理施設の建設工事進捗状況について

< 事務局 > 現在の全体の状況を1ページ目に示している。工事の状況であるが、管理棟は外壁にかかっているところであり、プラットホームは開口部と投入扉を写したものである。ランプウェイは2階でごみを搬入した後の下り車線を整備しているところであり、計量棟は鉄骨が立ち上がっているところである。令和3年9月末の工事の進捗率は88.5%で、予定進捗より若干早い状況である。

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

【5】閉 会